

8月4日（火）中西健治議員（無ク）要求

平成27年8月4日の中西健治議員の指摘事項について

平成27年8月18日
内閣法制局
防衛省

1. 一般に、徴兵制度とは、国民をして兵役に服する義務を強制的に負わせる国民皆兵制度であって、軍隊を常設し、これに要する兵員を毎年徴集し、一定期間訓練して、新陳交代させ、戦時編制の要員として備えるものをいうと理解している。
2. このような徴兵制度は、我が憲法の秩序の下では、社会の構成員が社会生活を営むについて、公共の福祉に照らし当然に負担すべきものとして社会的に認められるようなものでないのに、兵役といわれる役務の提供を義務として課されるという点にその本質があり、平時であると有事であるとを問わず、憲法第13条、第18条などの規定の趣旨からみて、許容されるものではないと考える。このことは、その役務の提供先となる組織が、軍隊と呼称されるものであるか否か、また、その役務が、兵役と呼称されるものであるか否かにかかわらない。
3. 自衛隊は、憲法上自衛のための必要最小限度を超える実力を保持し得ない等の制約を課せられており、通常の観念で考えられる軍隊とは異なるものと考える。

8月4日（火）中西健治議員（無ク）要求

4. その上で、自衛隊は、1の「軍隊」そのものではないが、本人の意に反して自衛隊に要する人員を徴集し強制的にその役務に服させることは、2で述べたとおり、憲法上許容されるものではない。

5. このような考え方は、環境の変化によって変わる余地は一切ない。

【未定稿】

市場が混乱をしまして輸入に支障が生じると影響は更に拡大をすると。また、国内で石油が不足した場合に、輸入した化石燃料を港湾から発電所まで運ぶこともままならなくなりまして、発電自体が困難となるというようなことで非常に困難なことが予想されるということです。

○中西健治君　済みません、第一要件に関する議論はこの間行つたというふうに思つています。そして、私は前回も今回も數値を出して質問をさせていただいていますが、それに対して客観的な答えが返つてきていません。ですので私は、こ

じやないかなというふうに申し上げます。
一 点目に行きたいと思います。これはつかりやつていられませんので。

二点目ですが、徴兵制についてお聞きします。

政府は徴兵制は憲法違反だと繰り返し答弁しておりますが、私もそうだろうと思います。しかし、政府の答弁を冷静に聞いてると論理に穴があつて、その穴を塞いでおかないと後々の解釈変更の余地を残すことになりかねないんじゃないかと思ひます。

次のパネルを見ていただきたいんですが、その穴は何かというと、政府は徴兵制を軍隊への兵員の徵集を目的とする制度と捉えた上で徴兵制は憲法違反であると、こういうふうに答弁していま

す。しかし、政府はそれとは別に、自衛隊を通常の観念で考えられる軍隊とは異なるものと、こういふふうに答弁しております。そのため、後々、自衛隊は軍隊ではないから自衛隊への隊員の募集は徴兵制に当たらず、憲法上許容される。こういう解釈の余地を残すことになりましたが、なぜ、まさに、徴兵制は違憲だという基本的論理を維持した上で、自衛隊は当てはまらないんだ、こう言い得てしまいかねないということです。

そつしないためにも、政府は丁寧な説明を行うべきではないかと考えております。現在の議論の問題点を整理するためにも、後の解釈変更のおそれをなくすためにも、自衛隊は徴兵制の対象となる軍隊に当たるのかどうかという点を明らかにしていただきたいと思います。

○国務大臣（中谷元君）　まず徴兵制につきましては、憲法十八条が禁止する意に反する旨役に該当するなど明確な憲法違反でありまして、憲法十八条は、徴兵制に限らず、広く本人の意思に反して強制的に役務を課すことを禁止しているということです。

そこで、自衛隊、これは憲法上必要最小限度を超える実力を保持し得ないなどの制約を課せられておりまして、通常の観念で考えられる軍隊とは異なりますが、徴兵制が憲法違反であることは、憲法第九条を根拠とするものではなくて、また、

自衛隊が軍隊に当たるか否かによって左右されるものではありません。

○中西健治君　自衛隊が徴兵制で言うところの軍隊に当たるのかどうかということをこれはつきりさせないと、本当はこの徴兵制の定義を変える必要があるんじゃないんですか。それが自衛隊の定義を変えるか、どちらか一つだと思いますが、いかがですか。

○国務大臣（中谷元君）　自衛隊というのは憲法上必要最小限度を超える実力を保持し得ない等の制約を課せられておりまして、通常の観念で考えられる軍隊とは異なるものでございます。

○中西健治君　いや、そうなると、後の解釈変更が許されるということになつてしまふかと思ひますが、ちょっと押し問答ばかりしていくとも思ひますので、委員長にお願い申し上げます。

政府から自衛隊と軍隊、さらには徴兵制との関係につき統一見解を委員会に対して出していただきことを私の方で要望させていただきます。

○委員長（鴻池祥肇君）　後の理事会において協議をいたしました。

○中西健治君　それでは、二つの論点に移りました。このパネルは、総理がホルムズ海峡と並んで集団的自衛権行使の具体例として挙げるアメリカの輸送艦防護のイフストにペトナムの艦船というも